

# HIKARI 光通信・知財の窓

— 光内外特許事務所 —

所長・弁理士 中谷 光夫

東京都中央区八丁堀3-12-5 九管ビル5F

TEL:03-6410-5553 FAX:03-3555-7785

hikari.naigai@mbr.nifty.com

http://www.hikari-naigai.com/



2013・3・10

## 知的財産政策ビジョン

## ▽経団連▽

### 国の知財政策の拡充を提言

日本経済団体連合会（経団連）は、政府の知的財産戦略本部で10年先を見越した「知的財産政策ビジョン」に向けた議論が進められている状況を踏まえて、「知的財産政策ビジョン」策定に向けた提言を発表した。

経団連は「従来、日本企業は技術力で勝負してきたが、それだけでは勝てなくなり、技術力に加え戦略的なビジネスモデルの構想力が決め手となっている。知財はその要素としての重要性がますます高まっている」という基本認識のもと、政府には企業戦略に応じた柔軟な知財の制度設計を期待している。

提言では、わが国における「知的創造サイクル」の強化に向けてとして、「知の創造力」の強化（税制の拡充・科学技術政策の進化による官民の研究開発力の強化）を取り上げ、知財で得たロイヤルティー収入等に低税率を適用する「パテントボックス税制」の導入や、研究開発促進税制の拡充などによる「民間企業の研究開発の促進」、省庁縦割りの弊害を打破する「府省横断国家プロジェクトの推進」などによる「政府研究開発の仕組み改革」、「政府資金の切れ目のない配分など」をあげている。

## 海外子会社からの収入が大半

### 特許黒字が過去最高額に

日本が特許や著作権などの知的財産を活用して、海外からお金をどれだけ稼いでいるかを示す「特許収支」の黒字額が2012年に約9528億円に達し、過去最高額を更新した。これまで過去最高だった前年を2割上回った。ただ、黒字の大半は日本企業が海外子会社から受け取る特許料など社内取引が占めている。

特許収支は特許や商標、著作権を含む知財の使用料について、海外から受け取った額と海外に支払った額の差を示す。日本は02年まで支払い超過で赤字が続いていたが、03年に初めて黒

字に転換。その後は一貫して黒字が続いている。

しかし、収支の内訳をみると、知財で黒字を稼ぐ「知財立国」の実現には課題も多い。特許収入は製造業の特許使用料など工業権・鉱業権使用料と著作権の2つに大別できる。日本の場合、12年の工業権・鉱業権使用料の収支は約1.5兆円の黒字なのに対し、著作権の収支は約5800億円の赤字。世界的にも人気が高いアニメなどのソフトを活かし、著作権でも黒字を稼ぐ構図を築けるかどうかが課題だ。

総務省がまとめた科学技術研究調査によると、特許料の受け取りなど「技術輸出」の71.6%が親子会社の取引だった。中でもアジア地域の子会社から受け取る特許料が大半を占めている。黒字額をさらに拡大していくには、知財を活用する戦略を強化し、グループ外の海外企業などからの特許料収入を増やしていくことが求められる。

## 面白い恋人VS白い恋人

## ▽札幌地裁▽

### デザイン変更などで和解

北海道土産の人気菓子「白い恋人」を製造販売する石屋製菓が、商標権を侵害されたとして、吉本興業などに菓子「面白い恋人」の販売差し止めと損害賠償を求めた訴訟は、札幌地裁で和解が成立した。

吉本興業側がパッケージの図柄を変更し、原則として関西6府県での販売に限定する。賠償金は支払わない。新しい図柄での販売は4月から「白い恋人」と間違わない内容に変える。「面白い恋人」の名称は使用するが、新しいパッケージには吉本興業のマークを入れる。

訴訟で石屋製菓側は「面白い恋人は、名称や白を基調に青や金を配した箱の図柄が白い恋人と似ている」と主張。面白い恋人の年間売り上げの一部として、1億2千万円を支払うよう求めていた。吉本興業側は「『面白い』と『白い』は意味が違い似ていない」と請求棄却を求めていた。

**公然と知られた発明・刊行物 (29条1項3号)****解説****特許権侵害差止請求事件 (大阪地裁・平成22年(ワ)第10064号、口頭弁論終結日 平成24年7月13日)****第1 事案の概要**

下記の特許権3件について権利抵触が争われた。①被告製品1 (トンネル用内枠型)、②被告製品2 (トンネル用外枠型) ③原告製品 (二次被覆用セントル) が被告特許を侵害しないか。

本解説では、①の内、刊行物の公知について、その主な無効理由についての争点を解説し、他は省略する。

**第2 主な争点****被告の主張**

乙4図面は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律 (情報公開法) に基づき、平成22年9月9日公開請求を行い構造図の開示を受けた。本図面には、原告の特許発明1の発明が全て開示されている。「公然と知られた発明」であり又は「刊行物に記載された発明」であるから、特許発明1は、無効である。と主張した。

**第3 判決**

特許発明1を、侵害すると判断した。

被告は、抗弁として特許発明1について、訴訟の中で「公然と知られた発明」であり又は「刊行物に記載された発明」であるから、特許発明1は無効であると主張した。

以下の解説は、この過程で争われた争点を取り上げたものである (その他の特許については説明を省略する)。

**第4 裁判所の判断**

(1) 乙4図面の公開による出願前公知の有無 (法29条1項1号)。

被告は、乙4図面に原告特許発明1の発明が全て開示されており、情報公開法により公開されている結果、乙4図面に記載された発明は、原告特許発明1の出願前に公然と知られた発明であると主張する。

乙4図面は、平成15年12月に作成された、祝園貯蔵庫工事に際して作成されたセントルの完成図面 (概略構造図) であり、被告が、情報公開請求により入手、提出したものであって、第三者も入手可能であったことが認められる。

しかし、法29条1項1号による「公然知られた」とは、秘密保持義務のない第三者に実際に知られていたことをいうと解されているとこ

ろ、乙4図面が、原告特許1の出願日 (平成17年9月27日) 前に情報公開請求により第三者に対して開示されたことを認めるに足る証拠はなく (開示された事実はなかったことが認められる)、他に、乙4図面が上記出願日前に公然知られたことを窺わせる事実の主張、立証もない。

しかも、乙4図面は、上述した通り概略構造図であり、開閉窓より内側の収納位置から、開閉窓より先端部が突出する使用位置まで移動可能に設けられた足場形成部材が存在するかどうかまでを読み取ることは困難である。

従って、乙4図面が情報公開の対象文書に成っていたことのみを理由に、法29条1項1号の規定の適用があるとは言えない。

(2) 乙4図面の刊行物該当性 (法29条1項3号)。

又、被告は、乙4図面をもって、情報公開法により公開されるべき文書であるから、情報公開法による情報公開請求が可能となった時点から、法29条1項3号の刊行物に該当すると主張する。

しかし、法29条1項3号の「刊行物」とは、「公衆に対し、頒布により公開することを目的として複製された文書・図書等の情報伝達媒体」というところ、乙4図面は、頒布により公開することを目的として複製されたものとは言えない (請求があれば、その都度複製して交付することをもって、頒布ということはできない)。

従って、乙4図面を「頒布された刊行物」であると言うことはできず、法29条1項3号の規定の適用があるとは言えない。

**結論**

原告請求の差止めと廃棄を認容した。

**第5 考察**

本件は、情報公開法による開示情報の取扱いについての判断を示したものである。

「原本自体が公開されて公衆の自由な閲覧に供され、かつ、その複写物が公衆からの要求に即応して遅滞なく交付される体制が整っているならば、公衆からの要求をまってその都度原本から複写して交付されるものであっても差し支えない」 (最小二昭55・7・14民集34・4・570<一眼レフカメラ事件>) があるが、それとの違いを示している。

実務の参考になると思われるので、紹介した。

以上

## ■TPP交渉参加へ■

### 交渉分野には知的財産保護も

～各国の利害調整で難航予測～

日本が環太平洋経済連携協定（TPP）交渉に参加する見通しとなった。実際にTPP参加となれば、高い水準の関税撤廃により、自動車に代表される輸出産業には追い風とみられるが、関税に守られてきた農業では競争力強化のための支援策が不可欠となる。

産業界の多くがTPP参加に強い賛成を表明している背景には、米国市場で韓国との競争条件が対等になることがある。特に大きな遅れをとっている小型自動車などの輸出競争力が高まれば、劣勢回復への足掛かりになるとみている。

また、中小製造業でも、停滞していた産業界に動きが出てくれば、受注増など間接的なメリットが生じると期待する声も多い。

一方、関税に守られてきた農業関係者は不安を募らせている。関税撤廃を迫られれば、米、小麦、乳製品などの安い輸入品が日本市場に流入し、壊滅的な打撃になる可能性が高い。仮に関税撤廃の例外が認められたとしても、貿易品

## 【TPP交渉／知的財産分野】

議論内容：知的財産の効果的な保護

| 日本のメリット○                                                                                | 日本のデメリット×                                                                 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>国内企業の知財保護が進む</li> <li>模倣品や海賊版の取り締まり強化</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>国内と異なる制度の導入による国内法改正の必要性</li> </ul> |

目の最大1%という見方が一般的で、いずれにしても、農業生産の効率化や製品差別化などの強化・支援策を早急に講じることが求められている。

TPPの交渉分野は関税撤廃だけではなく21分野にも及ぶ。その中の知的財産分野では、知財の効果的な保護について議論される。ルールが統一されれば、企業の知財保護が前進すると期待される。中でも、日本はアニメや音楽などの「日本ブランド」を海外に普及させる切り札として重視する方針。

しかし、共通ルールで模倣品や海賊版を防ぎたい考えの日本と途上国との温度差の問題、先進国の中でもソフト先進国の米国は著作権の保護期間延長を主張するなど、各国の事情により調整は難航するとみられる。

## ■ビ・ジ・ネ・ス・ヒ・ン・ト

### 成功事例やQ&Aなど掲載した 「地域団体商標2012」を発刊 ～特許庁～

特許庁は制度導入から7年目を迎えた「地域団体商標」に関する小冊子「地域団体商標2012」を刊行した。冊子は同制度を広く紹介するため、昨年11月までに登録された519件のリストとともに、成功した活用事例10件の権利取得後のブランド展開、管理などの紹介、さらに今年度版から新たに掲載された地域団体商標に関するQ&Aや審査対応のポイントなどを盛り込んだ。

同庁Webサイトでは全頁のPDFデータも掲載している。

([http://www.jpo.go.jp/torikumi/t\\_torikumi/tiikibrand.htm](http://www.jpo.go.jp/torikumi/t_torikumi/tiikibrand.htm))

活用事例の10件は、下記のとおり。

①「大正メークイン」「大正長いも」「大正だいこん」（愛称：大正野菜3兄弟）（帯広大正農

業協同組合）、②「真崎わかめ」（田老町漁業協同組合）、③「能登井」（能登井事業協同組合）、④「郡上鮎」（郡上漁業協同組合）、⑤「飛騨のさるぼぼ」（飛騨のさるぼぼ製造協同組合）、⑥「熱海温泉」（熱海温泉ホテル旅館協同組合）、⑦「近江牛」（滋賀県食肉事業協同組合他）、⑧「姫路おでん」（姫路おでん協同組合）、⑨「石州瓦」（石州瓦工業組合）、⑩「阿蘇たかな漬」（阿蘇たかな漬協同組合）。

#### ●登録査定件数542件に●

また、特許庁は地域団体商標出願のうち、新たに6件を登録査定し、現在までの登録査定件数は542件となったと発表した。

登録査定件数542件の都道府県別内訳は、京漬物、京友禅、宇治茶などの京都府61件が最多となっており、灘の酒、神戸牛などの兵庫県が32件、飛騨牛、美濃焼などの岐阜県が28件、加賀友禅、輪島塗などの石川県が27件、十勝和牛などの北海道が21件、静岡茶などの静岡県が20件、江戸切子などの東京都が16件、琉球泡盛などの沖縄県が15件などと続いている。

# 審 決 紹 介

別掲A(本願商標)は、「炭酸茶」の漢字を表したものの、一種独特な反りの特徴を持たせることで、視覚上特異な商標として看取させ、取引の指標とするものであるから、自他商品の識別機能を有する、と判断された事例(不服2012-2987、平成24年8月21日審決、審決公報第154号)

別掲A(本願商標)

炭酸茶

## 1 本願商標

本願商標は別掲Aの構成より第30類「炭酸入りの緑茶飲料等」及び第32類「緑茶フレーバー入りの炭酸飲料」を指定商品として、平成23年3月19日に登録出願されたものである。

## 2 原査定拒絶の理由

原査定は「本願商標は「炭酸茶」の文字を多少デザイン化しているが、この程度のデザイン化は、特異のデザイン化とは認められず、未だ特殊の態様とはいえず、普通に用いられる域を脱していない。そしてその構成文字中の「炭酸」の文字は「炭酸水」の略を意味し例えば「炭酸水等炭酸ガスを含む発泡性の清涼飲料水」を「炭酸飲料」として用い、また、「茶」の文字は「茶の若葉を採取して製した飲料」の意味を有する外清涼飲料等に加味されることも知られている。そしてインターネット情報によれば、「炭酸水」の文字が使用されていることからすると、本願商標をその指定商品に使用しても、単に前記商品が炭酸水と茶が加味されたもの、即ち、商品の原材料、品質を表したものと理解されるに止まり、自他商品の識別機能を果たさないものと認める。従って、本願商標は商標法第3条第1項第3号に該当する」旨認定、判断し、本願を拒絶したものである。

## 3 当審の判断

本願商標は別掲Aに示した通り「炭酸茶」の漢字を表したものと理解し得るものの「炭」「酸」「茶」の各文字の部首や構成部分には、一種独特な反りの特徴を持たせることで、極めて創造的な印象を受け得るものである。

そうすると、本願商標は原審が説示するような、普通に用いられる方法の域を脱しない態様で表示したものであるとはいえず、むしろ、全体として創造的に図案化された文字であるものとみるのが相当である。

してみると、本願商標は視覚上特異な商標として看取させ、取引の指標とするものであるから、自他商品の識別機能を果し得るものといえるべきである。

そして、本願商標は単に商品の原材料、品質を普通に用いられる方法で表示する標準のみからなる商標とはいえないものである。

従って、本願商標が商標法第3条第1項第3号に該当するとして本願を拒絶した原査定は、妥当でなく、取消しを免れない。

その他、本願について拒絶すべき理由を発見しない。

よって、結論の通り審決する。

別掲1(本願商標)は、別掲2(引用商標)とは、外観上時と所を異にして離隔的に観察するも、印象が大きく異なり相紛れる虞はない等、と判断された事例(不服2012-7125、平成24年8月27日審決、審決公報第154号)

別掲1(本願商標)



別掲2(引用商標)



## 1 本願商標

本願商標は別掲1の構成からなり、第9・16・24・25・28類に属する願書記載商品を指定商品とし、平成23年3月4日に登録出願されたものである。

## 2 原査定拒絶の理由の要旨

原査定において、本願商標が商標法第4条第1項第11号に該当するとして引用した登録第4946236号商標

は、別掲2の構成よりなり、平成17年8月8日に登録出願、第9類に属する登録原簿記載の商品を指定商品として、同18年4月21日に設定登録され、現に有効に存続しているものである。

## 3 当審の判断

本願商標は別掲1の通り、左端を基点となるように金色で縁取られた白色の大円の中に同じく金色で縁取られた青色の中円を描き、その中に同じく金色で縁取られた赤色の小円を配した構成よりなる。特定の事物や事象を表したものであるのではなく、何等の称呼、観念を生じない。

他方、引用商標は別掲2の通り、中央上部を基点となるように赤色の円の中に白い中円を描き、その中に赤色の小円を配した構成よりなる。特定の事物や事象を表したものであるのではなく、何等の称呼、観念を生じない。

そこで、本願商標と引用商標との類似について検討すると、両商標は外観において、大きさの違う3つの円を一つの基点で重ねた図形からなる点において共通にするとしても、本願商標は金色で縁取られた白色、青色、赤色の3色の円を順番に重ねた印象を与えるのに対し、引用商標は赤色のべた塗り円から内接する三日月形状を白く、くり抜いた如きの印象を与えるものであるから、これらを時と所を異にして離隔的に観察するも、両者の印象が大きく異なり相紛れる虞はないものと判断するのが相当である。

また、称呼、観念においては、本願商標及び引用商標は何等の称呼、観念を生じないから、両者を称呼、観念上類似のものということとはできない。

そうとすれば、本願商標と引用商標とは、外観、称呼及び観念のいずれの点においても相紛れる虞のない非類似の商標といわなければならない。

さらに、前記の判断を左右するような取引の実情も見当たらない。

従って、本願商標を商標法第4条第1項第11号に該当するとしてした原査定は妥当でなく、取消しを免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論の通り審決する。

# お し ら せ

## ●商標権存続期間更新登録申請

今月から存続期間更新登録申請の手続き可能期間に入る商標権

|       |                         |
|-------|-------------------------|
| 昭和28年 | 商標登録第 429223号～第 430907号 |
| 〃 38年 | 〃 第 622399号～第 623899号   |
| 〃 48年 | 〃 第1023675号～第1028771号   |
| 〃 58年 | 〃 第1607634号～第1613499号   |
| 平成5年  | 〃 第2563507号～第2572601号   |
| 平成15年 | 〃 第3371454号～第3371454号   |
| 平成15年 | 〃 第4695522号～第4705879号   |

各年の8月1日～8月31日までに設定登録された商標権

(明治、大正時代に設定登録された商標権につきましてはお問い合わせ下さい)

## ●特許出願の審査請求期限について

特許出願は出願手続と別個に、審査請求手続を行わなければならない特許庁審査官による審査を受けることができません。審査請求可能な期間は出願日から3年です。この期間に審査請求されなかった特許出願は取り下げたものとみなされます。

平成22年4月中の特許出願については速やかにチェックされ、必要なものは3月中に審査請求されるようお勧めします。

審査請求の際には特許庁へ審査請求料(特許印紙)を納付します。ご不明の点がございましたらばお問い合わせください。

## ●特許料等の減免制度

個人・法人、研究開発型中小企業及び大学等を対象に、

●この手続期間は、商標権の存続期間満了前6ヶ月から期間満了日までとなり、存続期間は通常設定登録の日から10年間ごとになります。

商標権存続期間更新登録申請に際しては、更新登録申請書を提出し、この申請書に登録料を表示し、又は登録料を添付します。(尚、存続期間経過後6ヶ月は登録申請できます)。

平成9年4月1日から更新登録手続が変わりましたので、ご注意ください。更新登録申請について疑問点などございましたらば、お知らせ下さい。

審査請求料と特許料(第1年分から第10年分)の納付について、一定の要件を満たした場合、減免措置が受けられます。減免を受けるための要件、手続等の詳細は、以下の特許庁HPでご確認ください。

<http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/tetuzuki/ryoukin/genmensochihtm>

## ●特許、商標の出願状況(推定)

|         | 特 許    | 商 標    |
|---------|--------|--------|
| 24年11月分 | 26,667 | 10,550 |
| 前 年 比   | 96%    | 119%   |

詳しくは特許庁HPでご確認下さい。

[http://www.jpo.go.jp/shiryou/toukei/syutugan\\_toukei\\_sokuho.htm](http://www.jpo.go.jp/shiryou/toukei/syutugan_toukei_sokuho.htm)